

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年5月14日(水) 13時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 田熊 享子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 野坂 雅司 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 ー 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席 欠席

書記 谷 光 一郎 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地所有適格法人に係る意見聴取について

議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 重 森 陽

署名委員 福 本 卓 雄

議長 ただ今から、令和6年第5回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に福本委員と重森委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について』

『議案第5号 農地所有適格法人に係る意見聴取について』

『議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より北東1.2kmに位置する第三種農地です。位置は3条-1で示しています。利用計画については、柿、栗、いちじくなどの果樹栽培です。果樹栽培を行いながら、母名義の農地への進入路としても利用予定とのことですので、申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現地は畑地となっております、既に柿の木等が植えられていますので引き続き家庭菜園ということで問題ありません。

永田委員 何も問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より北東1.2kmに位置する第三種農地です。位置は3条-1で示しています。利用計画については、柿、あんず、びわなどの果樹及び人参、じゃがいも、里芋、豆類などの栽培です。現在、既に植栽及び栽培されているものをそのまま引継ぎ栽培されるということで、実際の作業等については譲受人の妻が譲渡人の指導協力を受けながら行っていく予定です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 譲受人の家屋に隣接した畑で、現在家庭菜園と果樹が植えてありますので問題ありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より東1kmに位置する第三種農地で、本案件は今年の3月に保留となった案件です。位置は3条-3で示しています。利用計画については、果樹栽培です。申請地は砂利が敷かれている状態ですので、許可後直ちに現地を耕作出来る状態にし、利用計画のとおり果樹栽培を行うことを約束する確約書の提出がありました。確約書には、苗木の種類について当初ブルーベリーとみかんで計画をしていたが、植栽予定時期を過ぎたため再検討を行うとのことで記載がありましたので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 確約書も提出されていますので問題ありません。

南委員 確約書どおり農地として利用されれば問題無いということで許可相当としたいと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号4番についてですが、こちらは、「議案第3号1番 農地法第5条の規定による許可申請について」の案件と関連するものです。ここでお諮り(はかり)します。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関連案件と考えられる議案第1号4番及び議案第3号1番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)

それでは議案第1号4番及び議案第3号1番の説明を事務局よりお願いし

ます。

事務局 ページ番号7と8をご覧ください。申請地は、役場より北東1.1kmに位置する第二種農地です。位置は3条-4と5条-1で示しています。5条-1の転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。譲受人は、新居を建築するにあたり、敷地が幹線に近接していること、また近くに果樹等を栽培できる土地があることを希望していたため5条-1の申請地を選定したとのことです。進入路については農免農道に接する山林を、申請地と同一の所有者である譲渡人より買い受け、申請地と一体利用地として利用予定です。山林と申請地の間にある赤線については、町より払い下げを受け同時に取得予定です。申請地は現在違反転用状態であり、申請書と併せて今後農地法を遵守する旨の始末書の提出がありましたので、申し添えます。3条-4の取得目的については、先述したとおりです。3条-4の利用目的については、ブルーベリー、みかん、レモン、さくらんぼ等の果樹をメインに、野菜なども栽培するとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 住宅建設地および畑予定地も山林に囲まれて農免道路が建設されたときの残地等を含めて一体的に購入するもので住宅および畑を作ることで問題はありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号4番及び議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号4番及び議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北東1.4kmに位置する第二種農地です。位置は4条-1で示しています。転用目的については、自己用住宅の建築です。譲受人は現在借家住まいであり、今後母親の生活面のサポートや周辺農地の管理も行いたい理由から当該申請地を選定し、この度の申請に及んだとのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 これは隣の両親の面倒を見るために転用して住宅を建ててここに住みたいということなので問題はございません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11と12を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南1.6kmに位置する第一種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、所有権移転で農家住宅です。申請地は3月総会で農業振

興地域整備計画の変更に係る意見聴取を受けて、農振農用地から除外したものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

重森委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号2番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第3号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13と14を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北東1.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で業務用駐車場です。譲受人は、町内に本社を構え建設業を営んでおり、現在、本社の駐車場は満車状態とのことです。

将来的に従業員を増員予定であり、申請地が本社からおおよそ100mほどの距離で適地であったため、今回の申請に及んだとのことです。議案の中のゼンリンの地図が現在の状況よりも古いものであるため、分かりづらく大変申し訳ありませんが、現地は現在、13ページ内の点線よりも北西側が現在県道拡幅工事により、道幅が広がっている状況です。一体利用地である宅地部分については、所有者が譲渡人とは別であるため、通行同意書の提出があったことを確認しております。また14ページ内の土地利用計画図に「将来進入路」として記載がある位置には、現在縁石及びフェンスが設置されている状況ですが、そちらについては譲受人が自費で撤去し進入口として利用するとのことです。本件につ

いては、県柳井土木建築事務所に先述した内容で問題ないことを、譲受人自身で確認済みであることを事務局の方で確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 この譲受人の会社が県道の拡幅工事で会社の敷地が狭くなったために、駐車場を公共事業に協力したために新たに取得するものでございますので問題はありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号3番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第3号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号15と16を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西1.3kmに位置する第二種農地です。位置は5条-4で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、町環境係による申請地周辺の住民への説明及び事業者による自治会への事業説明会を実施していることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては申請地の近くにも既に太陽光が設置されていますので、別に問題はありません。

南委員 15 ページにもありますようにここはちょっと山の中なんで結構日当たりが悪いんですよね。そういうことで竹林の影響を受けるために 516 平米は何も作れないということになってますが条件の悪いとこなんで作るのかなっちゅう議論ありましたけどそういうことで一応問題はないということで私の方も判断しております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第 3 号 4 を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第 3 号 4 番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第 3 号 5 番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 17 と 18 を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南西 2.3km に位置する第二種農地です。位置は 5 条-5 で示しています。転用目的については、使用貸借権の設定で自己用住宅の建築です。取得目的は、新居を建築する上で実家の近くで親の所有する適地があったため、この度の申請に及んだとのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

野坂委員 11 日に小坂委員と現地を確認しました。現状雑種地であり、住宅用地としての問題はないと思います。

小坂委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第 3 号 5 番を採決します。原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号5番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号19, 20に記載しておりますが詳しくは20ページをご覧ください。今回は新規16筆、24,377㎡、更新5筆、6,859㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第5号 農地所有適格法人に係る意見聴取について」の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号21と22に記載しております。本報告は、農業委員会が農地所有適格法人の要件等が適切に充足されているか確認するために行われる、農地法6条1項に基づく報告です。要件といたしましては、農事組合法人、株式会社、合名、合資、合同会社のいずれかであることの法人組織形態要件、

主たる事業が農業であることの事業要件、法人の構成員が農地等を提供した個人であること、又は農業の常時従事者であること等の構成員要件、法人の業務執行役員の過半の者が法人の農業に常時従事する構成員であって役員のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事することの業務執行役員要件の4要件があり、これらすべてを満たすことで称することができます。町内の農地所有適格法人は6法人あり、総括表において各法人の要件の適否をまとめております。表よりすべての農地所有適格法人が備えるべき4要件を満たしておりますことを報告いたします。

以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第5号は『意見なし』とさせていただきます。

次に「議案第6号 令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進状況について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号23から27に記載しております。

担い手への農地の集積に係る部分についてですが、まずページ番号24の上段をご覧ください。

①現状及び課題について、横長の表を記載しております。

昨年の令和6年4月1日における本町の農地面積753haの内、担い手へ261.8ha集積済みで集積率としては、34.8%でした。

次に、その下の②目標と記載がある表ですが、令和5年度の目標数値が記載してあります。この数値は、昨年度の今時期に定めた数値です。以前から申し添えていることですが、あまり現実的な数値ではないためここでの説明は割愛させていただきます。

続いて、その下の③実績と記載がある表ですが、集積目標に対する集積率が49.7%であり、これが実績となります。

ただいま説明しました数値等は、町内の全ての農地を対象としたものです。実際、ほ場整備を実施している生産性の高い農地については、担い手への集積率は概ね8割以上と順調に事業が進んでおりますので申し添えます。

24ページ下段から遊休農地に関しては、農地転用も要因の一つと考えられますが、遊休農地は減少傾向にあります。

次に25ページ下段から新規参入の促進ですが、集落営農法人の設立が一段落したため、新規法人設立は現時点では見込めておりません。

次に26ページ中段から最適化活動の活動についてですが、こちらは農地パトロールでご協力いただいた実績を記載しております。

その他の点については、お読み取りいただければと思います。こちらについては農林水産省より公表することが義務付けられておりますので、総会で決定された後、県に本内容を通知し町農業委員会ホームページに掲載する予定です。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 先ほども説明がありましたが、ちょっと現実離れした目標設定等をしてありますが逆に言うとは、これぐらい設定しておかないと認められないということもあってですね、こういう形になっておりますのでご理解いただけたらと思います。

さっきも話がありましたが、全体はそうですが圃場整備を中心としたところですね、担い手やいろんな法人によってですね、集積を進めておりますのでその辺のことのご理解もいただけたらと思います。ただ、そういう法人や担い手もだんだん高齢化してきますので、今後はどうするかというのをですね、今から田布施方式という形でいかに農業の持続をさせていくかというのをですねそ

れと県も含めて圃場整備が令和9年で終わる段階でソフト面を充実するという
ことで今から検討しておりますので、そのこともご理解いただけたらと思いま
すし、また後ほど決定しましたら、説明もさせていただきたいと思えます。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し
ます。次に、議案第6号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案の
とおり決定しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和6年第5回田布施町農業委員
会総会を閉会します。